

令和4年度 第1回茨木市総合保健福祉審議会

- ◇ 日 時 令和5年3月28日(火曜日)
午後2時から
- ◇ 場 所 茨木市福祉文化会館302号室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 議 題
 - 1 各分科会における審議内容の報告
 - 2 次期総合保健福祉計画について
 - 3 令和5年度のスケジュール案について
- 3 その他
- 4 閉 会

茨 木 市

令和4年度 各分科会の審議内容について

(1) 地域福祉推進分科会

回	日程	主な議題
第1回	令和4年7月28日	○地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の取組状況等について ○計画策定に向けた市民意向調査の実施について
第2回	令和5年2月20日	○次期計画策定に向けたアンケート調査の進捗について ○地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について ○次期計画の策定スケジュールについて

(2) 高齢者施策推進分科会

回	日程	主な議題
第1回	令和4年8月25日	○高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）の取組状況等について ○介護保険事業の運営状況について ○地域包括支援センター・地区保健福祉センターの整備について ○認知症施策について ○高齢者の食の支援について ○次期計画策定に係るアンケート調査について
第2回	令和4年10月26日 【書面開催】	○アンケート調査について
第3回	令和5年2月24日 【Web開催】	○アンケート調査の進捗について ○地域密着型サービスの整備状況について ○次期計画策定について

(3) 障害者施策推進分科会

回	日程	主な議題
第1回	令和4年8月19日	○令和4年度 障害福祉関連事業について ○障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況等について ○次期計画策定に向けたアンケート調査について
第2回	令和5年1月23日	○障害福祉計画（第6期）の取組状況等について ○令和5年度以降の市立障害者施設に係る指定管理について ○障害者地域自立支援協議会全体会の報告について

(4) 健康医療推進分科会

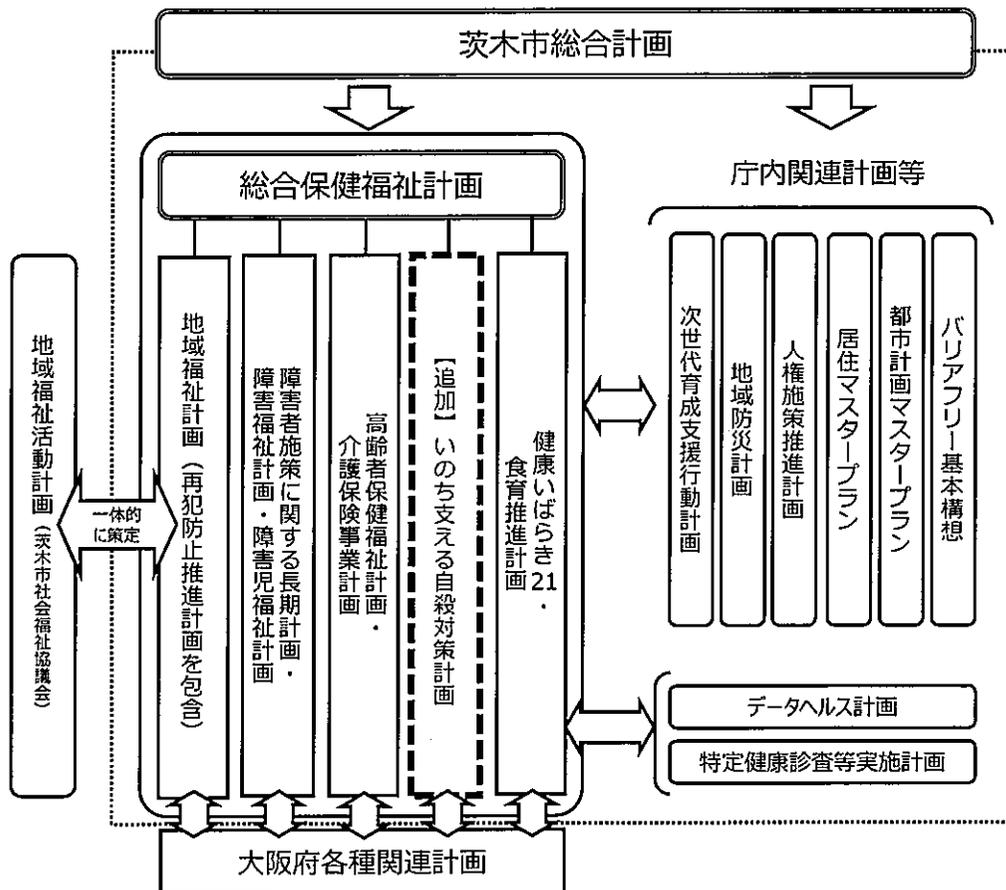
回	日程	主な議題
第1回	令和4年8月9日	○健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について ○茨木市いのち支える自殺対策計画について ○計画策定に向けた市民意向調査の実施について
第2回	令和5年2月16日	○健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について ○次期計画に向けたアンケート調査の進捗について ○次期総合保健福祉計画の策定スケジュールについて

次期総合保健福祉計画について

【次期計画のポイント】

- 現計画（第2次）の構成、取組みを継承して策定し、
- ・「重層的支援体制整備事業」の方針、推進体制について具体化。
 - ・4か所に設置した地区保健福祉センターを中心として推進している包括的支援体制の整備状況、今後の方針等について更新。
 - ・「いのち支える自殺対策計画」について、総合保健福祉計画の新たな柱として追加。

構成案



理念・基本目標案

<理念(案)>

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
～持続可能な包括的支援体制の実現とともに～

<基本目標(案)>

- 1 お互いにつながり支え合える
- 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる
- 3 憩える 参加できる 活躍できる
- 4 一人ひとりの権利が尊重される
- 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる
- 6 持続可能な社会保障制度を推進する

第3章 計画の基本方針

第1節 計画の理念、目標及び施策体系

理念	基本目標	地域福祉計画 (地域福祉活動計画)
① 包括的な支援体制の実現とともに ② すべての人が健やかに、 ③ 支え合い暮らし、みんなが ④ 主役の地域共生のまちづくり	◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。 基本目標1 お互いにつながり支え合える ◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「れごと」受け止める相隣支援のネットワークの整備に努めます。	◎見守り体制・つなぎ機能の強化 ◎地域福祉活動の推進 ◎民生委員・児童委員活動の推進 ◎更生保護の推進 (再犯防止推進計画)
	基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る ◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。	◎生活困窮者の自立に向けた支援 ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり
	基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる ◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。	◎地域で活躍できる人材の育成 ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進
	基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される ◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。	◎権利擁護の推進
	基本目標5 安全・安心に必要な情報が活かされる ◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に本市と関係機関が異配置者の情報を共有・活用できる体制を整備します。	◎情報提供の充実 ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握 ◎地域防災活動の充実
	基本目標6 社会保障制度の推進に努める ◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。	◎生活保護制度の適正実施 ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	健康いばらき21・ 食育推進計画
◎地域包括支援センターの再編 ◎地域包括支援センターの運営 ◎高齢者の生活支援体制整備の推進	◎すべての人が支え合う共生社会への取組 ◎交流を通じての相互理解の促進	◎みんなで進める健康づくり ◎家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進 ◎健康相談の実施
◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進 ◎一般介護予防事業の推進 ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施 ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進	◎地域での包括的な相隣支援体制の構築 ◎地域での自立した生活への支援の充実 ◎精神障害者の地域での支援体制の充実 ◎制度の谷間のない支援 など	◎食育推進 (栄養・食生活) ◎身体活動 (運動) ◎休養・こころの健康 ◎たばこ対策 ◎自己の健康管理 ◎歯と口の健康
◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造	◎動きつづけられる環境の充実 ◎余暇活動を通じた社会参加の促進	◎みんなで進める健康づくり ◎健康づくりの場・機会の拡大
◎認知症施策の推進 ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進	◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進 ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進	
◎災害時に求められる医療・介護サービスの確保 ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住の安定に係る施策 ◎高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進 ◎感染症対策に係る体制整備	◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保 ◎移動手段の確保 ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり ◎防災の推進	◎みんなで進める健康づくり ◎健康や食の安全・安心等に關する情報の発信
◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進 ◎在宅療養の推進	◎障害者制度の適正実施	◎施策 ○取組

茨木市重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業創設の背景

＜これまでの福祉制度＞

- (1) 分野別（属性別） 障害、子ども、高齢者など
- (2) 生活上のリスク別 介護、生活困窮、虐待など

＜現状＞

社会状況の変化等による新たな課題

- (1) 制度の狭間 30～50歳代への支援不足など
- (2) 世帯の複合課題 8050問題、ダブルケアなど
- (3) 自ら相談に繋がれない セルフネグレクト、単身世帯の増加など

複雑化・複合化した課題に対応できる『地域共生社会』の推進を目的に、社会福祉法を改正(令和3年4月1日施行)

2 重層的支援体制整備事業の位置づけ

根拠法令 社会福祉法第106条の4

実施主体 市

一体的実施 包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援

重層的支援体制整備事業は、3つの支援を包含する『すべての地域住民を対象とした包括的支援の体制整備を行う事業』と位置づけ。

3 総合保健福祉計画との関係性

介護、障害、子ども・子育て等の法定計画や茨木市社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』との整合性や連携を図りながら、一体的に重層的支援体制整備事業を実施

4 事業内容

- ① 属性を問わない相談支援（包括的相談支援）
- ② 要支援者が社会とつながりを作るための支援（参加支援）
- ③ 住民同士の関係性を育む支援（地域づくり支援）

+

①～③を効率的に機能させるための機能強化

- ④ 支援機関の役割の明確化（多機関協働）
- ⑤ 潜在的なニーズの発見や要支援者との信頼構築のための訪問支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援）

社会福祉法第106条の4第2項

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新規	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新規	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新規	
第6号	支援プランの作成(※)	新規	

(※)支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

(厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」より抜粋)

5 重層的支援体制整備事業実施のスケジュール

- 令和5年6月頃 重層的支援体制整備事業プレ事業開始
 9月頃 重層的支援体制整備事業プレ事業評価・検証
 10月頃 厚生労働省又は大阪府より、次年度実施意向調査（予定）
 6年3月 『茨木市重層的支援体制整備事業実施計画』策定

6 プレ事業の実施内容

- ◆ 支援関係機関等との調整機能として、地区保健福祉センターを多機関協働事業に位置づけ。
- ◆ センターにおいて役割分担を図り、参加支援、地域づくり、アウトリーチ等を通じた継続的支援と連携して、事案解決が図れる体制を整える。
- ◆ 参加支援事業は、地域づくり事業と連携した取組みができるよう進める。
- ◆ アウトリーチ等継続的支援事業は、住民等の連携による潜在的なニーズの把握と、要支援者との関係性構築の継続的な訪問支援を行う。

※ 1圏域でのモデル実施を想定